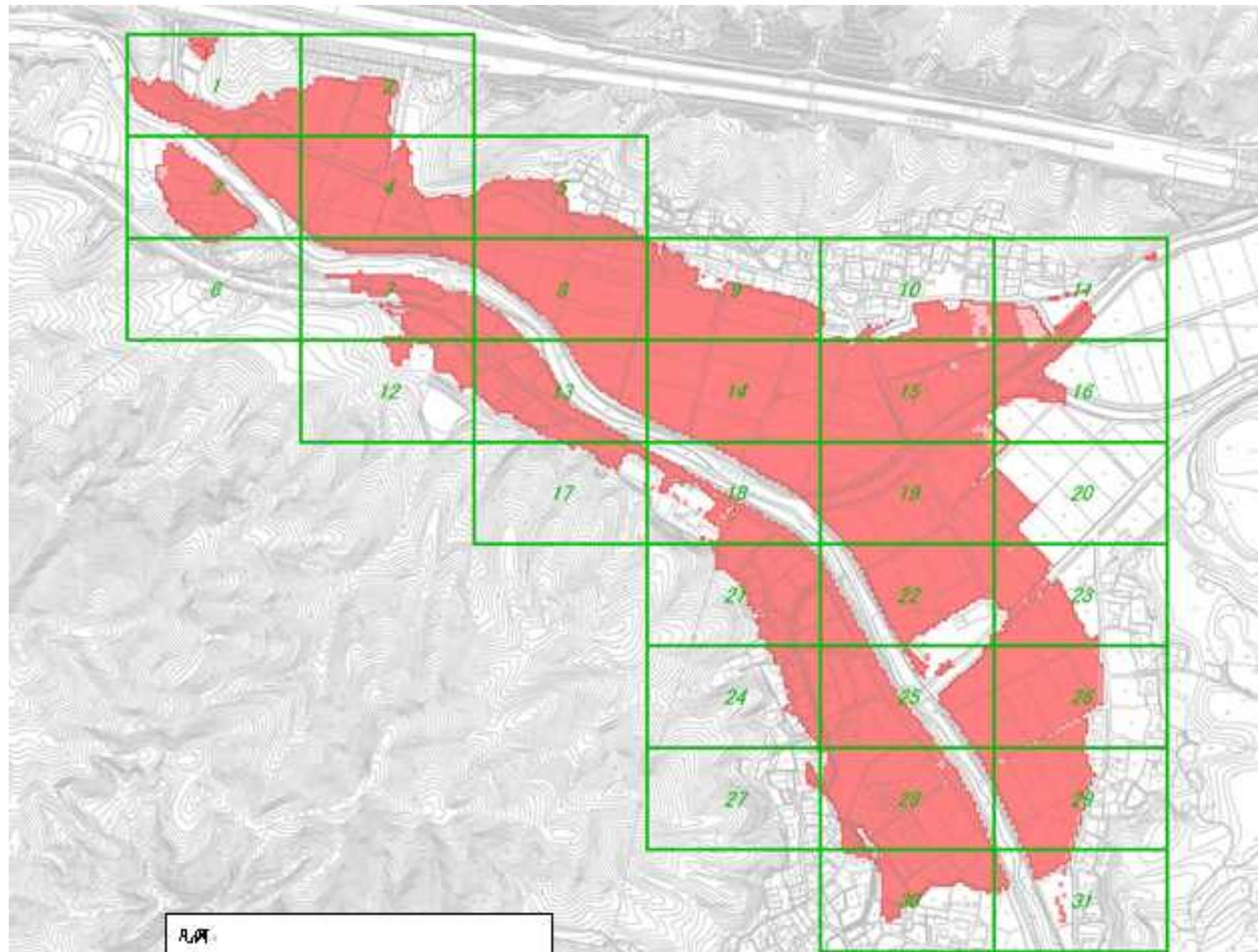


家屋水没図を参考とした浸水警戒区域(敲案)



水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の流れ

現地確認
危険箇所等を確認

浸水警戒区域の検討
家屋水没図を参考に現地確認

- ・危険箇所等の現地確認による防災マップづくり
- ・家屋水没図を参考に浸水警戒区域について現地を確認し、検討

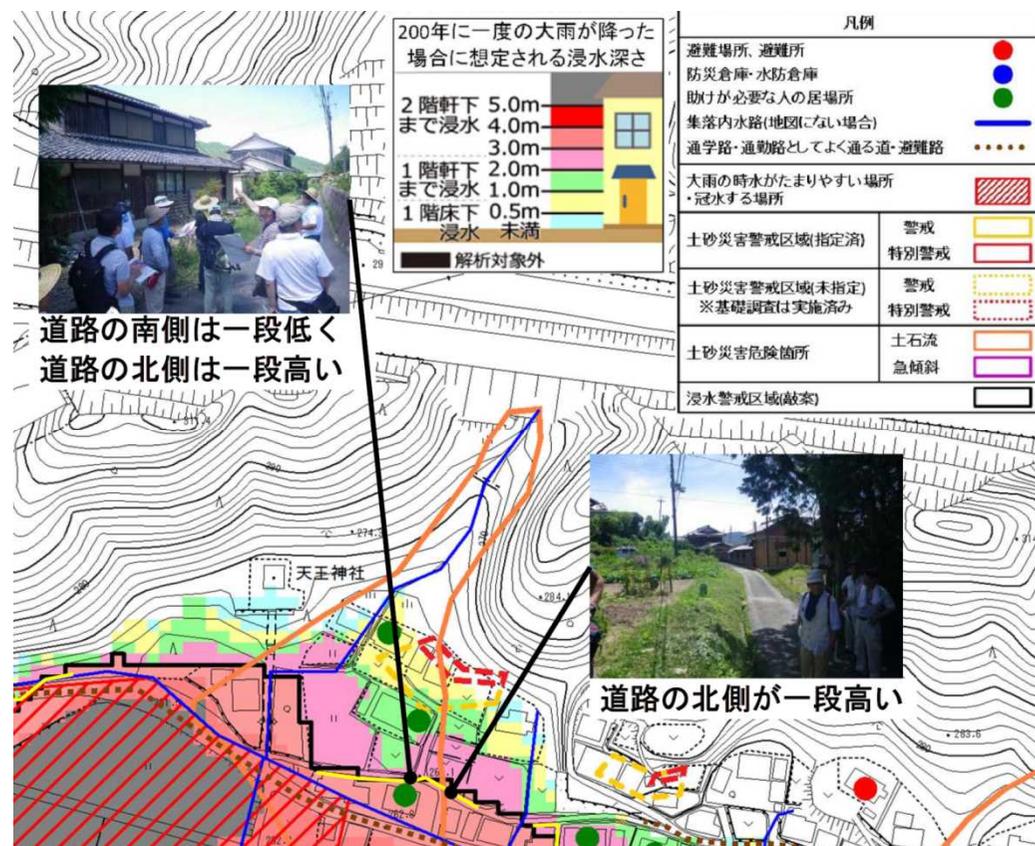
1



避難時の危険箇所
家の出口東側に水路の段差



避難時の危険箇所
道路の沿い南側に水路の段差(約40cm)



家屋水没図を参考に浸水警戒区域(敲案)の現地確認

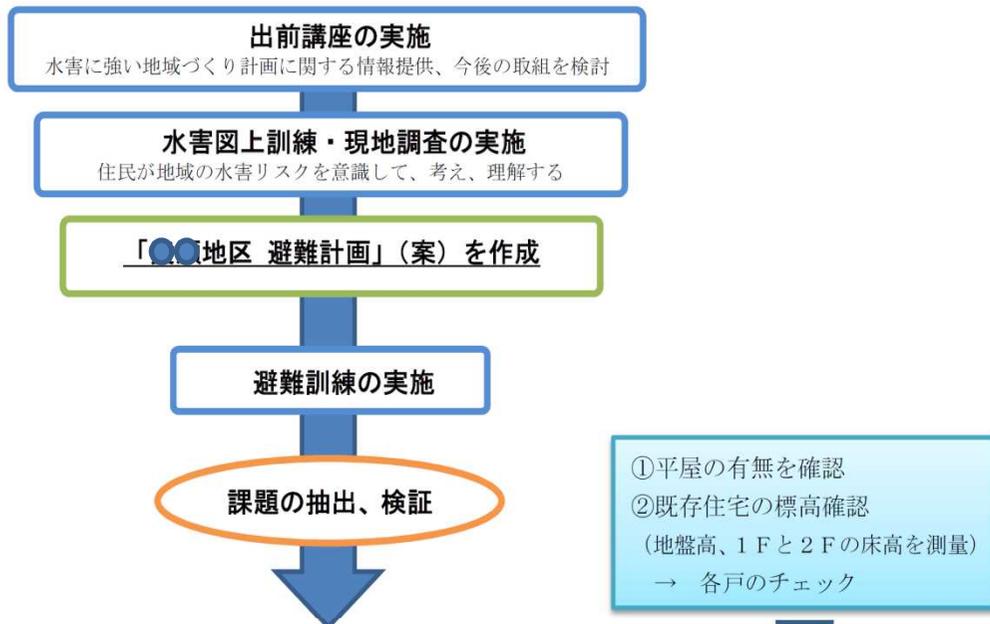
浸水警戒区域指定の目的

1. 3m以上浸水する恐れのある区域で、改築および新築される住居の2階が浸水しないかのチェックを県が行う。
2. 区域内の既存住宅建て替えの場合は、2階が浸水しないようにするための嵩上げ等を実施するように誘導する。その費用を一部助成する制度により支援。
3. 湛水することでこれまで集落の浸水を軽減していた田などにおいて、むやみに開発されることを防ぐ。

将来にわたって
水害に対して安全な地域づくりを行う

“重点地区における水害に強い地域づくり”の取り組み

I. 避難計画などにより災害に「そなえる」対策の検討



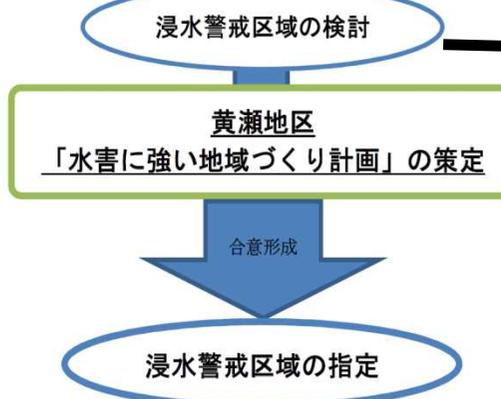
- ・地域の避難体制などが充実
- ・地域防災力の向上
- ①人をつくる、②組織を作る、③仲間を作る、④知恵を広める

- ・重点地区の取り組みとして、行政が地域(集落)を支援します。
- ・資料等作成
- ・避難場所や各住宅の測量・検証
- ・避難カード・避難体制づくり

- ・区域指定され、一定の要件等を満たす場合には、既存住宅の嵩上げや避難場所の整備に県の支援が受けられます
- ・区域指定により、水害に係る新たな地域のリスクを発生させないこととなります

II. 安全に住まい方などにより「とどめる」対策の検討

- ① 安全な住まい方のルールを検討
- ② 無防備な住宅化を避ける区域の検討



- ・区域指定により、住宅などの新築・増改築時に、知事が耐水化を確認させていただくため、新たな手続が必要となります。

- ・区域指定により、地価が下がるのではないかと懸念の声があります。

“水害に強い地域づくり“におけるメリット

水害から命を守る地域づくり 滋賀県民宣言

水害から命を守る地域づくり

水害は必ず起こるという覚悟をもって

その① 安全な避難ができる地域づくり

その② 防災組織が元気な地域づくり

その③ 先人の知恵と新しい情報を共有できる地域づくり

を目指します。

知恵を広める
(皆で伝え合う
わかりやすい情報)

仲間をつくる
(社会と連携する)

人をつくる
(誰もが役割を果たす)

組織をつくる
(地域は地域で守る)

(目指す姿)

「水害は必ず起こる」との覚悟をもって普段からの備えや水防活動、避難行動ができるように、全ての人が、地域の水害に関するさまざまな情報を確実に共有する。

(目指す姿)

地域を構成する全ての人が自ら備え、自ら判断し、自ら行動する。地域には、熱く燃える自主防災活動のリーダーと担い手があり、お互いに助け合う。

(目指す姿)

信頼関係で結ばれたご近所、自主防災を担う活発な組織、自主防災のルールを持ち、地域がどのような水害にあっても、自分たちで地域を守るような取り組みを進める。

(目指す姿)

社会と連携し、地域だけで守り切れない災害から地域を守る。

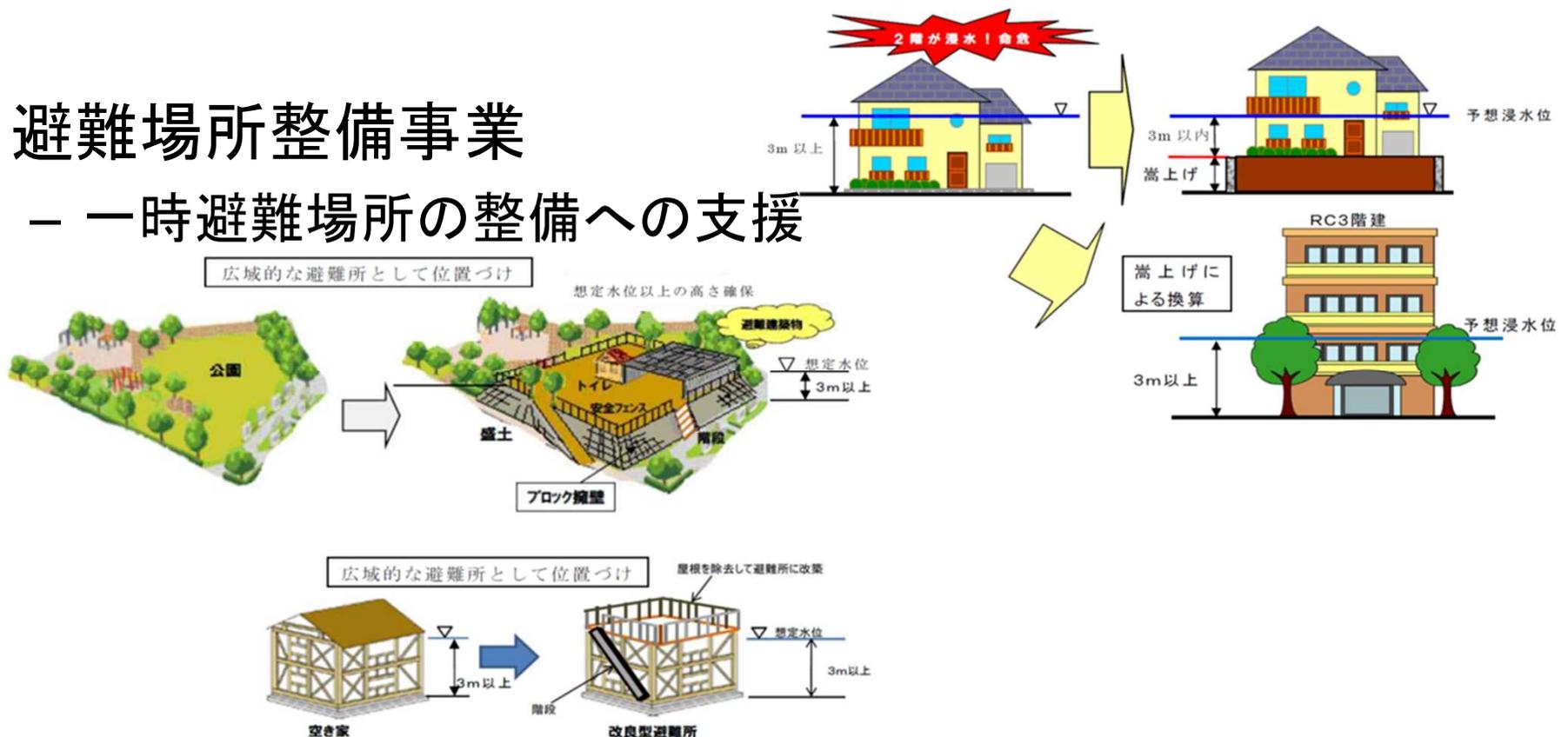
区域内で支援制度が適用できます**(検討中)**

● 宅地嵩上げ浸水対策促進事業

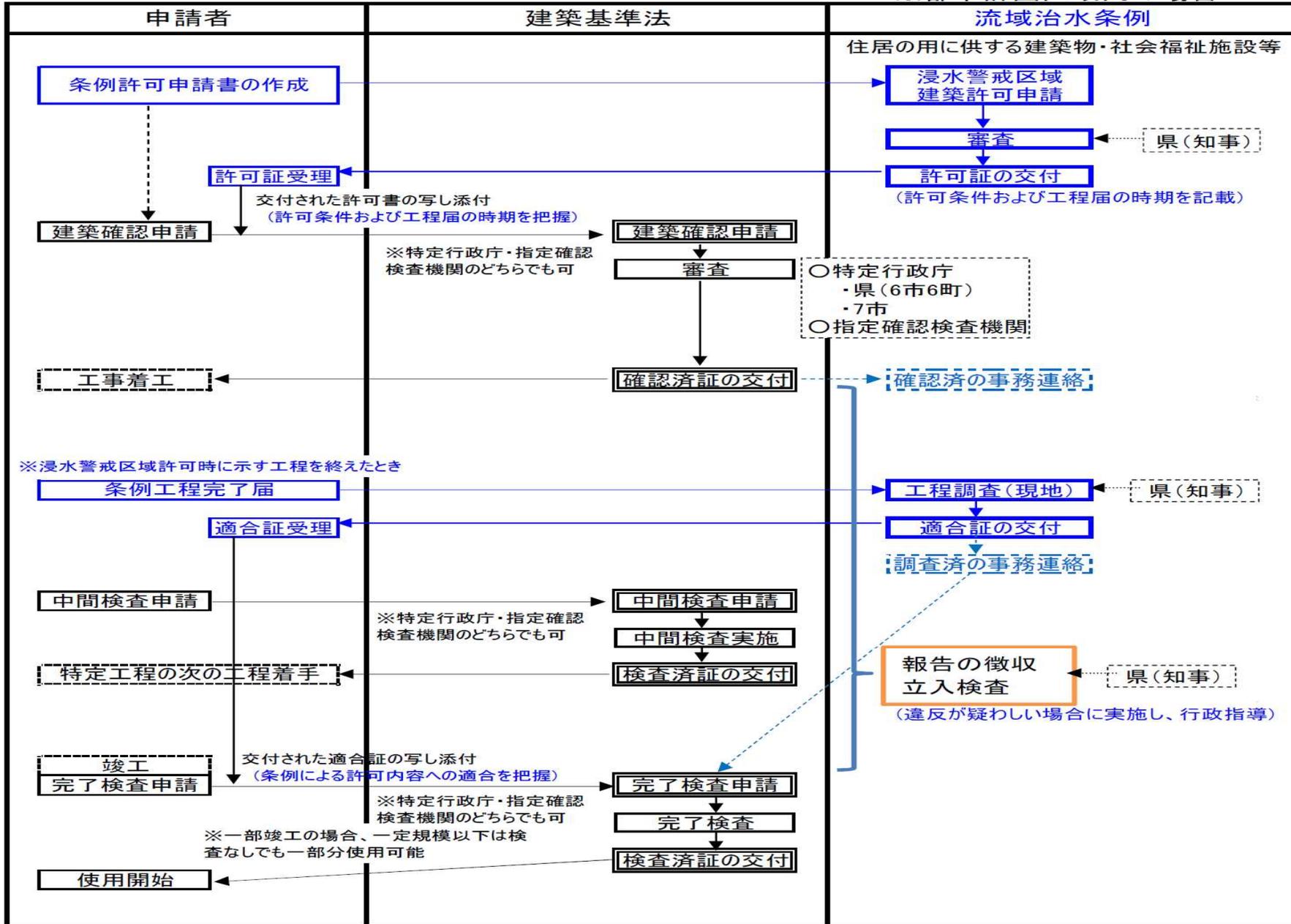
- 既存住宅の、住宅の改築(建て替え)および増築時に地盤の嵩上げ(盛土、法面保護)工事、鉄筋コンクリート化、ピロティ等工事や避難空間の確保の費用を助成

● 避難場所整備事業

- 一時避難場所の整備への支援



※都市計画区域内の場合



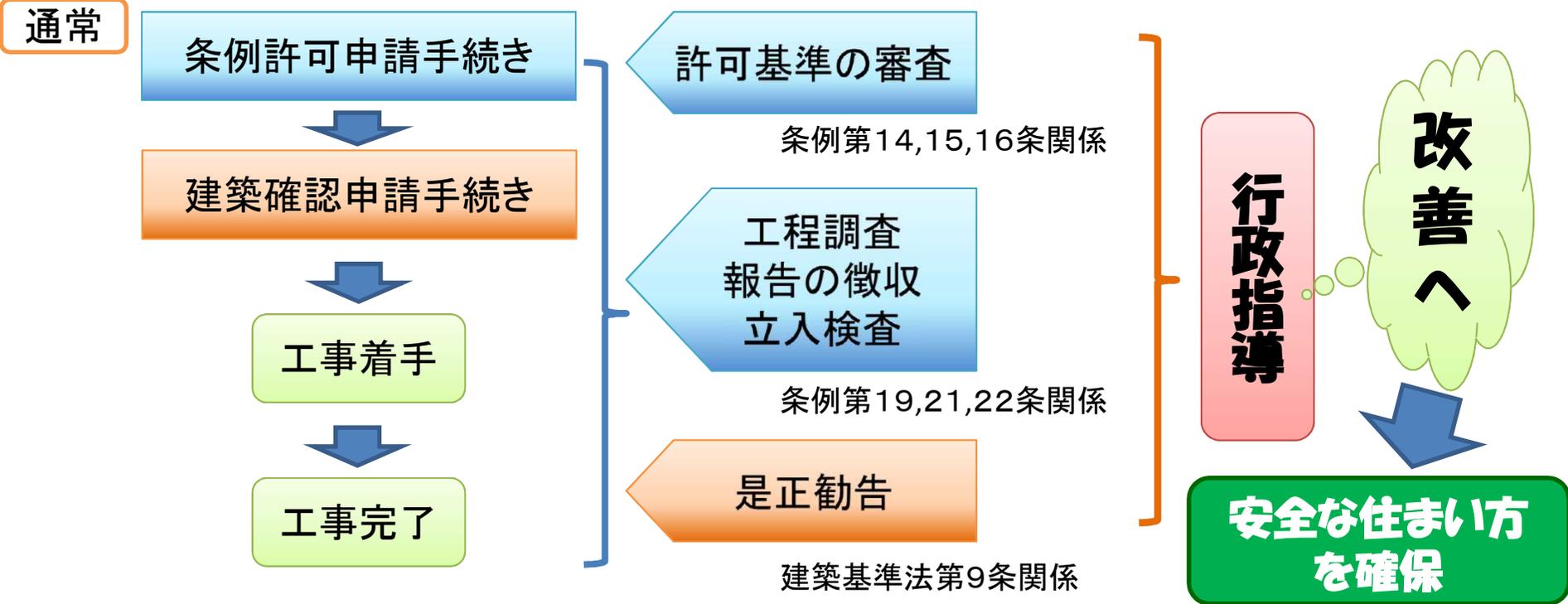
※特定行政庁

- ①滋賀県(特定行政庁の市を除く区域)【滋賀県建築基準条例による】
- ②大津市【大津市建築基準条例による】
- ③彦根市、長浜市、近江八幡市、東近江市、草津市、守山市【滋賀県建築基準条例による】

安全な住まい方をされない場合の対応と罰則の概要

- ・滋賀県流域治水の推進に関する条例では、浸水被害の著しい地域（浸水警戒区域）での住宅等の建築については、知事が「万が一の時に逃げ込める避難場所があるかどうか」等をチェックする制度を定めています（建築制限）。
- ・浸水警戒区域の指定は、地域で話し合い、合意した上で、「水害に強い地域づくり計画」をつくることが前提となります。
- ・浸水警戒区域内での住宅等の建築の際、知事のチェックを受けなかった場合などは、罰則（20万円以下の罰金）を設けていますが、そもそも区域の指定は「水害に強い地域づくり計画」という地域のルール作りがあってのことであり、地域のルールが守られている限り、罰則が適用されることは基本的には無いものと考えたことから、付則にて「当分の間、適用しない」こととしています。
- ・ただし、地域で決めたルールを破って勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われた場合には、本条例に基づく罰則の適用はありませんが、本条例の建築規制は建築基準法に準拠していることから、同法の罰則は適用されることとなります。
その場合においても、罰則の適用までには、建築確認申請前に条例に基づく許可基準の審査や工事期間中の工程調査・報告の徴収・立入検査により行政指導を行うこと、併せて、建築基準法に基づく是正勧告を行いますので、罰則の適用は、相当悪質なケースでないと適用されないものと考えます。

安全な住まい方をされない場合の対応と罰則の概要



異例

地域で決めたルールを破って、勝手に危険な住宅開発をするなどの悪質な行為が行われた場合

- ★違反建築物に対する措置 (建築基準法第9条)
罰則: 3年以下の懲役・300万円以下の罰金 (建築基準法第98条)
- ★建築確認 (建築基準法第6条・第6条の2)
★完了検査・中間検査 (建築基準法第7条・第7条の2・第7条の3・第7条の4)
罰則: 1年以下の懲役・100万円以下の罰金 (建築基準法第99条)
- ★報告徴収 (建築基準法第12条第5項)
★立入検査・質問 (建築基準法第12条第6項)
罰則: 50万円以下の罰金 (建築基準法第102条)

〇〇地区水害に強い地域づくり計画(案)

【そなえる編(案):地域防災力向上など】

◆作成するもの

- 自助 ①防災マップ(避難場所、避難ルート、危険箇所などを図示したもの)
- ②避難カード(各戸ごと) ※ 地先の安全度と繋がるもの
- ③各戸の避難場所とタイミングを1枚の地図にまとめたもの
- 共助 ④要配慮者の対応
- ⑤避難体制づくり(タイミングを見る人、要配慮者を支援する人など)
- ⑥地区のタイムライン

◆計画の内容

①+②+③ … この3項目を第1段階としてまとめる。

※①+②の作成経緯を整理し記載する。

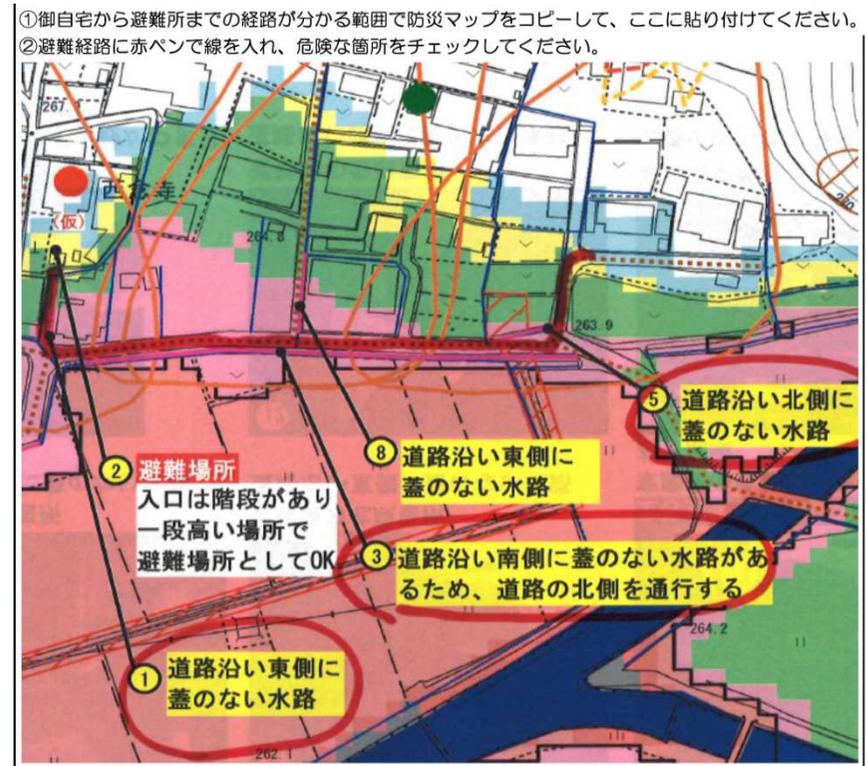
地域の防災体制が整っていれば、

④+⑤+⑥

避難カード例

黄瀬地区		我が家の避難カード (2015版)		
世帯(主)名	〇〇家	住所	甲賀市信楽町黄瀬〇〇〇〇	
想定する災害の種類	大雨による浸水や土砂災害			
我が家のリスク	浸水リスク	最大〇~〇m	土砂災害リスク	あり・なし
避難をはじめるときのタイミング	土砂災害警戒情報が発表された時。避難勧告が発令された時。 〇〇地先の田が浸水しはじめた時。〇〇川の水位が〇mになった時。			
避難場所と避難方法	周辺の状況	避難場所	避難方法	
	大雨が降る前	〇〇寺	車で移動	
	既に大雨が降っている時	〇〇さん宅の2階	徒歩で移動	
緊急連絡先	連絡先	電話番号	メールアドレス	
	お父さんの携帯電話	***-****-****	****@****.*.jp	
	お母さんの携帯電話	***-****-****	****@****.*.jp	
	〇〇小学校	****-**-****		
	〇〇役場	****-**-****		
持病・常備薬(誰の?)	〇△□症、〇〇薬(おばあちゃん)	要介護者	あり(なし)	年齢()

★ いつでもこのカードが見れるように、カバンや手帳に携行したり、スマホで画像化して持ち歩いてください。



★ご自宅の冷蔵庫など、普段から目に付きやすい所に貼り付けてください。

〇〇地区水害に強い地域づくり計画(案)

【とどめる編(案):はん濫原減災など】

◆作成するもの

①地域の特性を示した資料

地域のリスク(想定浸水深、**流体力**)、法令等で定められた区域(市街化調整区域、**農振区域**)、土地利用で配慮すべき項目(河川敷跡等)ほか

②現時点の対策:安全な住まい方の工夫に関する地域のルール

例)人的被害を回避すべき浸水警戒区域(素案)、リスクに応じた嵩上げ高の明示、対策および支援のメニューなどを記載

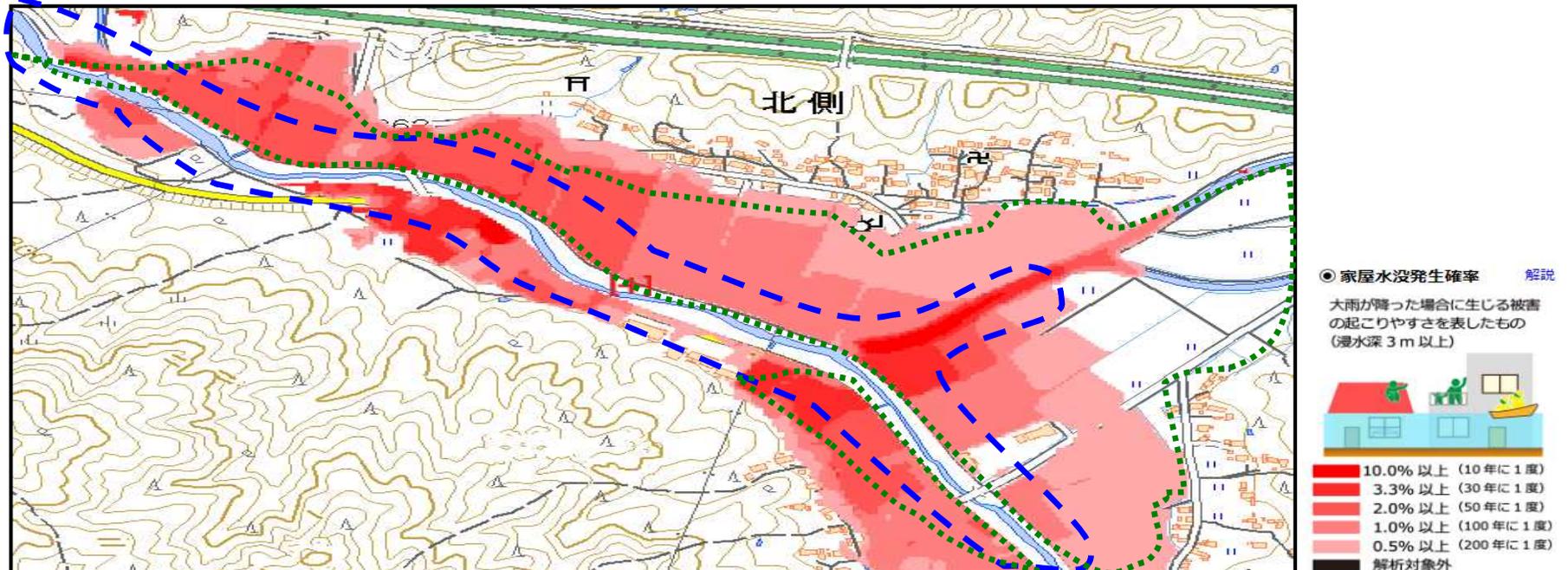
③これまで地域が伝承してきた対策(嵩上げなど)や文化、歴史

④家屋調査のデータなどの資料

◆計画の内容

①+②+③+④ …… この3項目を第1段階としてまとめる。

※①+②の作成経緯を整理し記載する。



黄瀬地区地先の安全度マップ(最大浸水深図)

<http://shiga-bousai.jp/dmap/top/index>



滋賀県防災情報マップ

ホームへ

マップを表示 2画面で比べて見る

水害・土砂災害リスクマップ 水害リスクマップ 地震リスクマップ 任意のマップを選んで表示

凡例

マップの透過率 50 %

凡例 表示 非表示

土砂災害警戒区域等 解説

第58次指定(25.3.29)分まで掲載

土石流

- 特別警戒区域 (土石流)
- 警戒区域 (土石流)

急傾斜地の崩壊

- 特別警戒区域 (急傾斜地の崩壊)
- 警戒区域 (急傾斜地の崩壊)

地滑り

- 特別警戒区域 (地滑り)
- 警戒区域 (地滑り)

地先の安全度マップ

◎ 最大浸水深図 1/200 解説

年確率

200年に一度の大雨(時間最大131mm程度)の雨が降った場合)

○ 最大浸水深図 1/100 解説

年確率

100年に一度の大雨(時間最大109mm程度)の雨が降った場合)

最大浸水深図

200年確率 解説

200年に一度の大雨(時間最大131mm程度の雨が降った場合)

大雨が降った場合に想定される浸水深さ

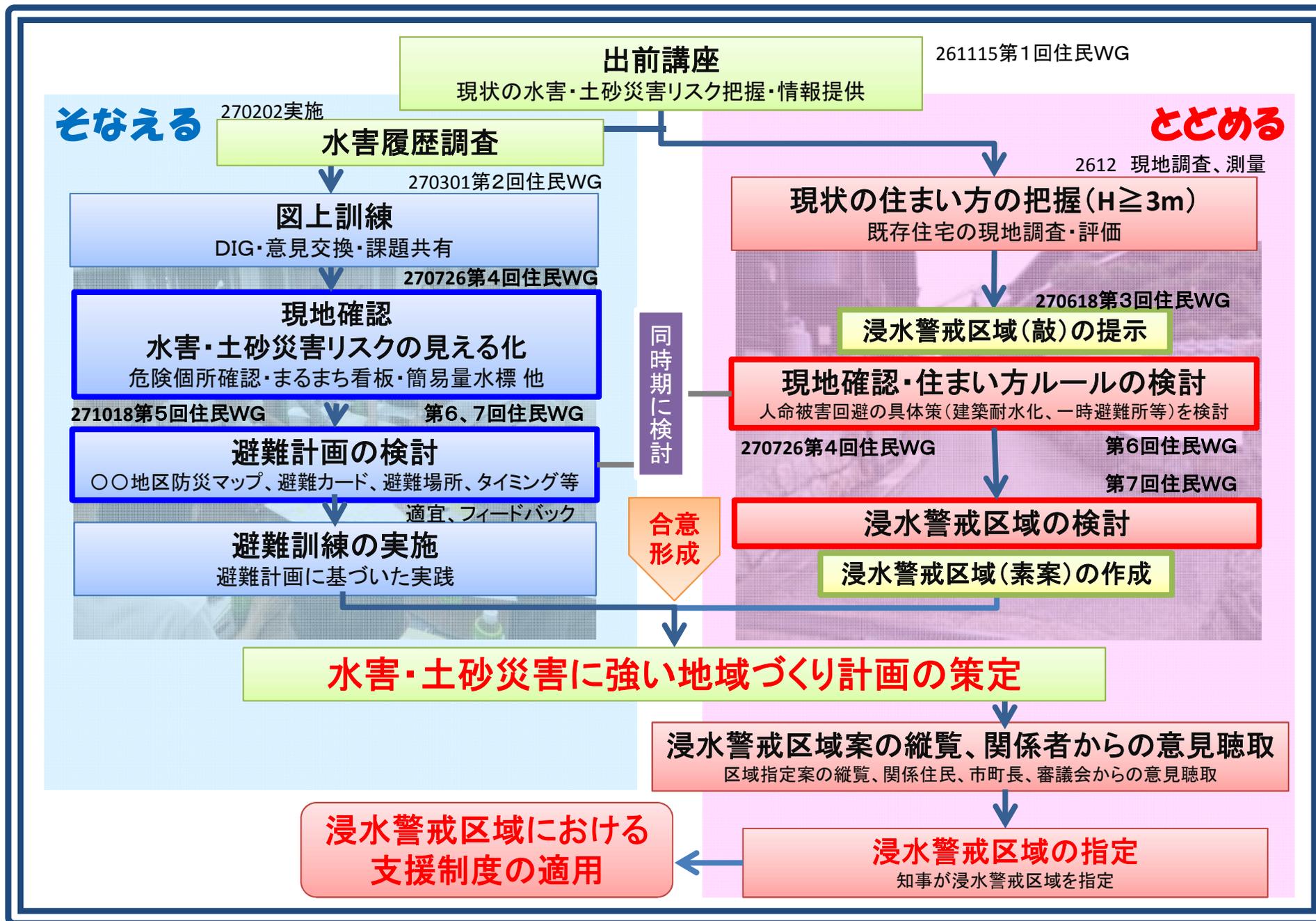
2階軒下まで浸水	5.0m
4.0m	
3.0m	
1階軒下まで浸水	2.0m
1.0m	
1階床下浸水	0.5m
未満	

利用上の注意事項

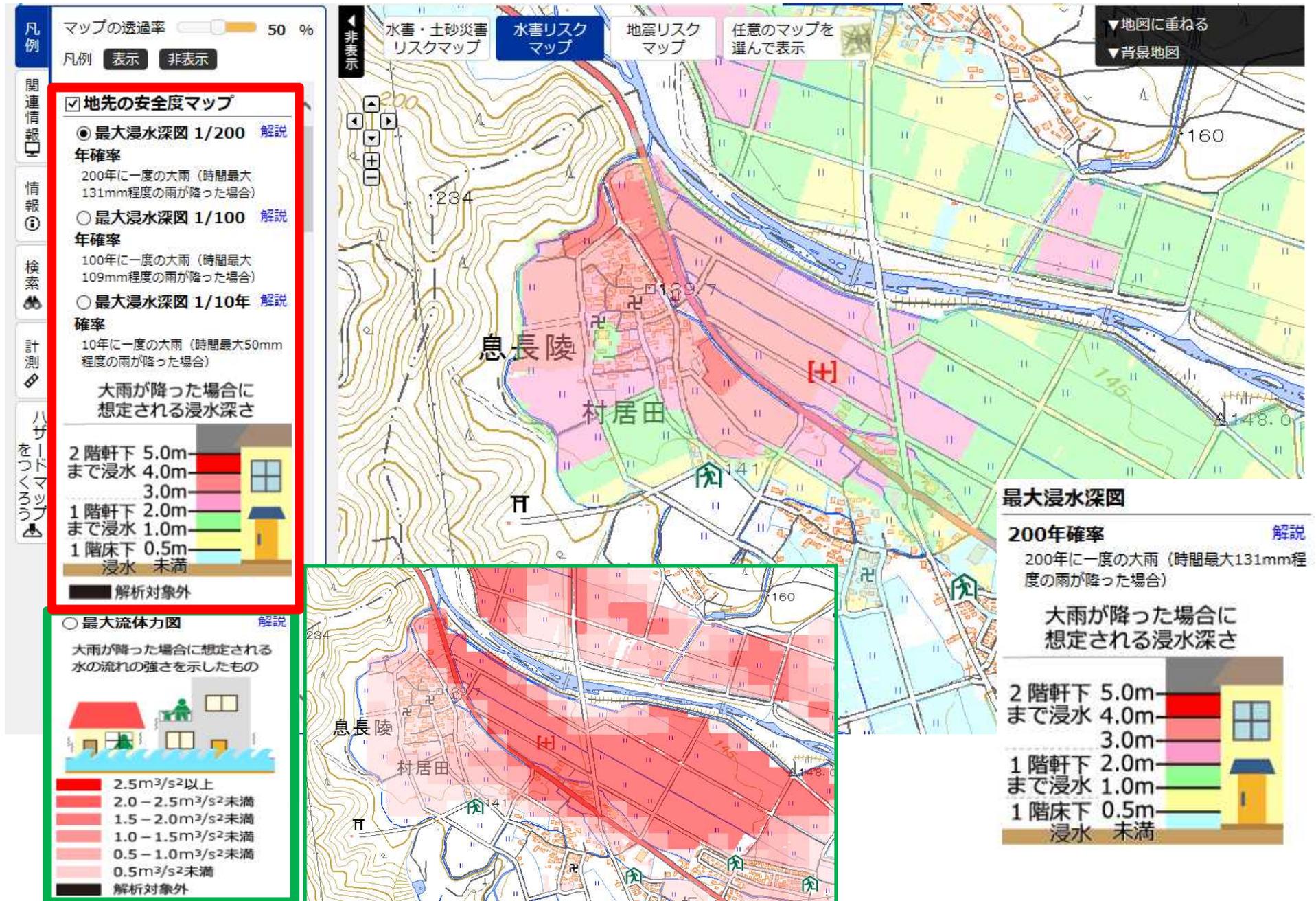
国土地理院 標準地図

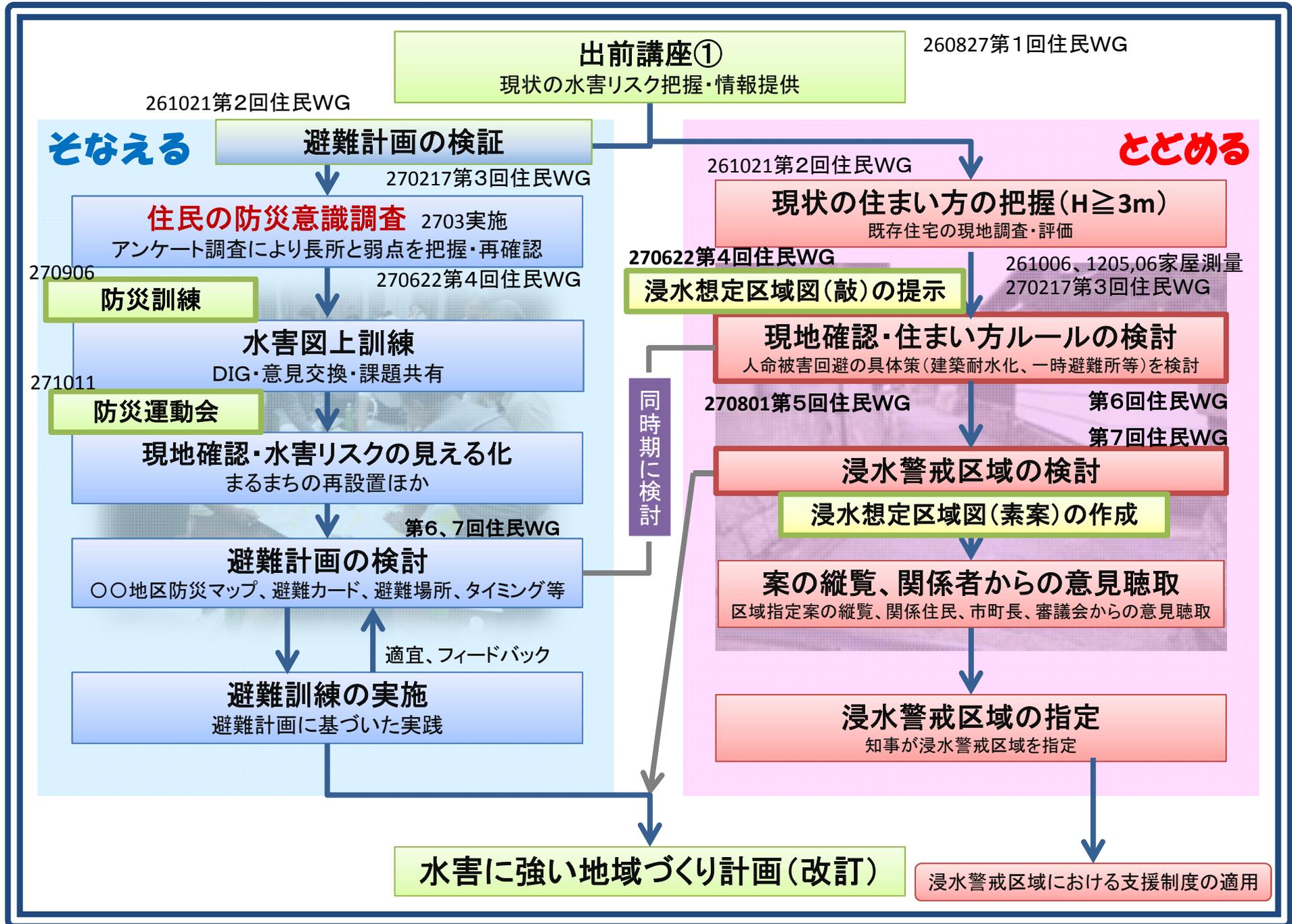
「浸水」「土砂災害」「地震」のリスクを見ることができます。

黄瀬地区 水害・土砂災害に強い地域づくり計画策定の流れ(案)



村居田地区地先の安全度マップ(最大浸水深図) 30





明らかにになった課題と今後の対応案

1. 浸水警戒区域指定まで2年程度必要であること

→ 1 地区における取組期間は2年程度と想定し、平成31年度までに、50地区において、水害に強い地域づくりの取り組みに着手する。

2. 浸水警戒区域の設定には、現地におけるわかりやすく丁寧な対応が不可欠であること

→ 浸水警戒区域の設定にあたっては、地先の安全度マップを基礎情報とし、それぞれの地域の特性を踏まえ、まず、自助（避難行動）から考え、共助（避難体制づくり）に取り組む。

また、現地において、地域住民とともに、想定水位や地盤高、家屋床面高の確認を行うなど、わかりやすく丁寧な対応を行い区域を設定する。

3. 市町の地域防災計画等と整合した取り組みが不可欠であること

→ 浸水警戒区域の検討とともに、避難計画（案）の作成など「そなえる」対策の検討が不可欠であるため、引き続き、市町と調整し進めていく。